

ておくことが必要である。

- ・ 水道事業者と受託者で月例会議を設け定期的に打合せを実施しているケースもある。
- ・ 受託者から水道事業者へ提出される報告には、職員選任届や受託者が作成する月間業務計画や月間・年間業務計画等が考えられる。また、水道事業者により業務完了検査を行うことも考えられる。

② 水道事業者自身による確認

- ・ 定期的な施設機能検査など、業務を委託した施設における水道事業者側の水道技術管理者が不在となるため、水道事業者自身による実施が困難になるケースが生じることが考えられる。この場合、外部機関に委託するなどして計画的に実施することが重要である。
- ・ 業務に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、受託者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めるとも考えられる。

4. 2 受託者による業務の実施

受託者は運営開始日までに引き継ぎを完了し、業務を開始する。

4. 3 モニタリングの実施

4.1.4 モニタリングの準備で定めた体制・手法に基づき、受託者の適正な業務執行を確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングの実施に際して水道事業者が行う内容としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 報告書内容等の確認
- ・ 要求水準達成状況の判断（水量・水質等）
- ・ 施設機能状況の確認

また必要に応じて、改善計画書提出指示、回復措置請求等を行うことが考えられる。

(1) 運転管理面

受託者が施設運転の一環として業務範囲に係る水質検査等を行い、自己点検するとともに、管理日報などにより水道事業者へ報告する。

水道事業者も、必要に応じ、受託者と同様の検査を行うことができる。この結果、要求水準を満足していない場合は、契約書に定めた責任分担に応じて受託者の責任となる。また、受託者からの報告以外にも、立入による事実確認（目視、計測機器等）や需要者へのアンケートや苦情などを参考とすることも考えられる。

(2) 施設機能の維持管理面

① 施設の維持管理状況の把握

施設機能維持管理状況については、日常的には受託者が水道施設の施設基準適合性の検査を実施し、水道事業者はその結果の報告を受けることにより把握することとなる。一方、水道事業者が施設の管理者として、施設の機能や劣化状況が問題ないか、更新や修繕が必要ないかどうかについて、定期的に検査を実施することにより確認を行うことが望ましい。なお、必要に応じ専門的知識を有する技術アドバイザーの支援を得ることも考えられる。

② 要求水準未達時の対応

施設の維持管理が要求水準を満たしていないと判断した場合には、受託者から業務日誌等の提出を求め、さらに調査を行う。調査の結果、施設機能の劣化が受託者の責めによると判断した場合、水道事業者は改善計画書の提出を受託者に命じる。一方、現有施設に問題があると判断した場合には、水道事業者が更新または修繕といった対応をとる必要があるが、それに向けて受託者に改良提案書の提出を求めることも可能である。

受託者は改善計画書に従って業務を行う。水道事業者は、定められた期間内に改善計画書の実行が確認できない場合、受託者に回復措置請求を行うことができる。なお、受託者は、回復措置請求に不満がある場合は撤回を求めることができるとし、水道事業者が撤回を拒否する場合は、水道事業者と受託者は双方の主張の根拠となる資料を提出し、協議を行う。

③ 運営期間終了前の施設機能確認

水道事業者は、運営期間終了の前に、受託者から提出される施設機能報告書にもとづき、最終的な施設機能の確認を行う。水道事業者が、施設機能が劣化（経年劣化を除く）していると判断した場合、上記と同様の手続きをとる。

(3) 情報公開

水道事業者がモニタリング結果などについて、必要に応じ需要者への情報公開を行うことで、事業の実施に係る透明性の確保に資するものと考えられる。

(4) モニタリング時の報告事項

① 基本的な考え方

基本的には、受託者から契約業務に係る実施状況報告の定期的な提出を受けることにより監視等を行う。

また、業務に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、受託者に対し特別に報告を求める。その際、必要があれば受託者以外の専門家による調査を

実施し、調査報告書の提出を求める。

② 報告書等の記載事項

報告事項・様式については、委託業務、対象施設の実態に則し、既存の業務日誌・決算関係書類・業務統計等の内容を参考に、その他必要と思われる事項を勘案し決定する。

なお、具体的な報告書等の様式の例を、表 4.3.1～表 4.3.4 に示す。

a. 業務日誌

既存の業務日誌等を参考に、業務執行状況、施設管理状況等を把握するために必要と思われる事項を定める。

表 4.3.1 業務日誌記載項目例

種 類	記 載 内 容 (例)
ポンプ場日誌	受電電力量・電圧・電流・力率、自家発電電力量・電圧・電流・力率、ポンプ位水位、送水量 等
浄水設備日誌	水位、水量、水温、薬品注入量・率、薬品貯留量、燃料使用量、受電電力量・電圧・電流・力率、自家発電電力量 等
水質日誌	〈原水・沈澱水・ろ過水・浄水等の各工程の測定記録〉 気温、水温、水位、濁度、色度、残留塩素、pH 値、臭気、味、過マンガン酸カリウム消費量、電気伝導率、アルカリ度、アンモニア性窒素 等
保守点検日誌	保守点検記録、補修記録 等
故障・不具合	故障・異常・不具合の状況と対応 等
気象日誌	雨量・雨量強度、気温、気圧、風速、風向 等
その他	業務従事者、住民からの苦情・相談、見学者、来訪者、水道事業者からの指示 等
特記事項	

b. 月間報告書

業務日誌の記録の一覧・集計だけでなく、受託者の分析・提案・要求事項等も報告を受け、協議事項については協議結果も記録する。

また、各報告に受託者の所見を加えることも有効と考えられる。

表 4.3.2 月間報告書記載項目例

種 類	記 載 内 容 (例)
水量・水質等一覧表	日誌の記録の一覧
水質検査結果	水質検査の実施状況と結果
運転管理の記録	各設備日誌記録の集計・一覧 等
保守点検の記録	日誌の記録の集計・一覧
設備・機器の故障・異常等	故障・異常・不具合の分析・対応・集計・一覧 等
薬品・燃料・電力・上水等の 使用量	使用状況の集計・一覧
水道事業者との協議事項	修繕・更新の提案・要求、その他協議事項
その他	業務従事者、住民からの苦情・相談、見学者、来訪者、水道事業者からの指示 等
特記事項	

c. 年間報告書

既存の決算関係書類、業務統計、②月間報告書等を参考に月間報告の集計・分析（グラフ等も含む）等の報告事項、様式を定める。一覧については、月間報告書に記載がある事項で、特に必要でないものは省略しても差し支えない。

また、受託者の総括所見と各報告の所見を加え、協議事項については協議結果も記録する。

表 4.3.3 年間報告書記載項目例

種 類	記 載 内 容 (例)
水量・水質等一覧表	記録の分析（グラフ、月別最大値、最大値 等）
水質検査結果	水質検査の実施状況と結果・分析
運転管理の記録	記録の集計・分析
保守点検の記録	記録の集計
設備・機器の故障・異常等	故障・異常・不具合の分析・対応・集計・一覧 等
薬品・燃料・電力・上水等の 使用量	使用状況の集計・分析
水道事業者との協議事項	修繕・更新の提案・要求、その他協議事項
貸与品管理記録	貸与品の管理状況（数量、状態 等）
その他	業務従事者、住民からの苦情・相談、見学者、来訪者、水道事業者からの指示と対応 等の集計・一覧
総括所見	総括所見
特記事項	

d. 業務に重大な悪影響を与えるおそれがある事態の報告

受託者のみで対応できない事態が発生した場合には、すみやかに水道事業者及び

指定の連絡先に連絡する。事態が収拾した後、受託者に報告書を提出させる。

表 4.3.4 重大事態報告記載項目例

記載事項	記載内容(例)
事態の状況	時刻、場所、事態の内容、発見者 等
業務への影響	当時予想された業務への影響、実際の影響 等
事態への対応	連絡、水道事業者からの指示、実際の対応（時刻、実施者）
受託者所見	事態の発生した原因、改善すべき事項（施設・運転・対応）
協議による決定事項	必要な対応、対応者、負担者、負担方法

4. 4 要求水準未達の場合の手続き

前項までに示した水道事業者によるモニタリングの結果、水量・水質などが基準（要求水準）を満たしていない場合には、以下のような手続きをとることが考えられる。

要求水準が未達となった原因について、水道事業者と受託者の双方が認識を共有し、その上で、契約書に記載された責任分担に従って対応していくことが基本となる。受託者が責を負うこととなる場合において、その原因としては、受託者に十分な能力がないことや、業務遂行上何らかの欠如が考えられる。このため、要求水準未達の重大性から考えて、原因究明や対応を受託者任せにするのではなく、水道事業者が積極的に関与するとともに、受託者を適切に指導、監督していくことにより解決を図ることが求められる。

なお、水量・水質以外の要求水準未達の場合についても同様に、水道事業者として積極的に事態の解決を行うことが必要である。

(1) 要求水準未達の確認、報告

受託者は、水質・水量などが要求水準を満たしていないことを把握した場合は、速やかに水道事業者に報告する。

(2) 改善計画書の提出

要求水準未達の場合には、受託者は、水道事業者の指導、監督に従い、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。

水道事業者は受託者に対し、業務の改善や従事職員の変更など、必要と思われる要求を行うことが考えられる。なお、改善要求の方法について、手順、指導にしたがって発生した事項に対する責任・負担のあり方、指導に従わない場合の措置などをあらかじめ定めておく必要がある。

受託者は水道事業者が別途定める日までに改善計画書を作成、提出し、期日までに改

善措置を実施する。

契約書の規定に従い、要求水準が未達であることに伴って発生する費用を水道事業者、受託者が分担する。例えば、原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用、未達によって水道事業者が発生する損害は、受託者が負担し、その未達の原因が受託者に起因するものでない場合には、水道事業者が負担することが考えられる。

受託者は、自らの負担で行う水質検査などにおいて、改善措置の効果を確認し、要求水準を満足できるようになるまで、改善状況を水道事業者に報告する。

(3) 委託費の減額・支払停止

要求水準の未達の状況の結果に応じて委託費の支払い期間を考慮して減額・支払停止について決定する。ただし、適切な業務の遂行に支障が生じないよう配慮することが必要である。

場合によっては、委託費を減額するのではなく、水質などの再測定や改善措置にかかる追加費用のみをペナルティーとすることも考えられる。

(4) 契約解除、違約金

以下のような場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、水道事業者は契約を解除することができる。この場合、所定の違約金を徴収することが考えられる。

- ・要求水準を満足できない状態が一定日数以上継続する場合
- ・改善計画書が期限内に提出されない場合
- ・改善計画書通りに業務を行わない場合

4. 5 業務期間中の業務内容等の変更

委託期間終了前に、業務範囲及び業務内容等について変更する場合には、新たに契約書を締結するとともに既存の契約を終了し、水道法に基づく第三者委託実施及び終了の届出等の手続きを行わなければならない。

また、委託期間終了前に受託者を変更、または受託者が合併、吸収等により実態が異なる者となる場合においても新たに契約書を締結し、水道法に基づく措置をとらなければならない。

4. 6 業務完了時の手続き

4.6.1 委託業務の評価

水道事業者は、業務完了前の適当な時期に、実施した第三者委託について評価を行い、その結果を踏まえ、当該業務完了後の維持管理業務をどのように実施するかについて、第2章に示す検討手順を参考として、検討を行う。

4.6.2 受託者から提出された施設機能報告書の確認

受託者は、運営期間満了に伴う次の受託者の選定手続きに支障がないよう施設機能報告書（点検履歴等）を提出する必要がある。水道事業者は、受託者から提出された施設機能報告書を確認する。

4.6.3 施設の引渡し準備

受託者は、水道事業者あるいは後任者に施設を引き渡す準備を行う。その際、契約書等に規定された条件を満足した状態で引き渡すことが必要である。また、提案などに基づき、業務遂行のために何らかの造作物を設置した場合は、その取り扱い（継続設置、撤去等）について水道事業者を確認をとることが望ましい。

4.6.4 契約満了

契約終了時の対応として、その後の運転管理に支障を来さないよう、業務の引継ぎに関する規定を設ける必要がある。注意すべき事項として下記のような事項がある。

ア 契約が一度終わった後、再度入札を行う場合に、既受託者が有利になることが想定されるため、再選定においても公平性を保つよう情報を平等に与えるよう配慮する必要がある。

イ 委託期間中、施設が適切に維持管理されたかを確認するため、契約終了時に、契約開始前と比べて施設機能がどのように変化したかを確認する必要がある、その範囲、方法を契約書に定めておくことが望ましい。このため、委託開始時に水道事業者と受託者両者立会いの上、施設機能を確認し、これを記録しておくなどの必要がある。

ウ 既存施設を委託する場合は、故障時の原因（維持管理瑕疵又は経年劣化について）は不明確なケースが多いと考えられるため、施設状況や機能についてできるだけ公開することが必要となる。

エ 受託者が施設に造作を加えることを認めている場合には、契約終了後の当該造作物の取扱いを定めておくことが必要である。

オ 円滑な引継ぎのために、既受託者は、新たに施設を運転する者に対し、施設が維持管理上の要求水準を満たしている状態で施設を引き渡し、その際に引継事項も文書化した上で引き渡す。

また、契約期間の終了前に契約を解除する場合についても、契約解除後も水道施設は継続して管理されなければならないことから、解除しようとするものの事前の連絡や解除の際の措置等について規定をしておく必要がある

4.6.5 委託契約失効の届出

水道事業者は、水道法第24条の3第2項の規定に基づき、水道事業認可権者に委託契約が効力を失ったことを届け出なければならない。

5. 資料集

- 5. 1 水道事業者等第三者委託実施状況
- 5. 2 総合評価方式における審査委員会の実施例
- 5. 3 総合評価方式における入札説明書の実施例
- 5. 4 業務委託契約書の実施例
- 5. 5 業務委託仕様書の実施例
- 5. 6 要求水準書の実施例
- 5. 7 総合評価方式における落札者決定基準の実施例
- 5. 8 水道施設管理技士資格認定・登録要綱（一部抜粋）
- 5. 9 本手引き以外の有用な情報源

5. 1 水道事業第三者委託実施状況（厚生労働大臣認可事業）

H19.7.1現在

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
1 厚生労働大臣	上	稚内市	株式会社 稚内振興社	運転操作、水質管理、施設の監視・巡視、故障修理、緊急時の措置、業務の記録・帳簿作成等	北辰ダム、藪ヶ丘浄水場及びその付帯施設	H19.4.1	H24.3.31
2 厚生労働大臣	上	太田市	株式会社明電舎	取水施設、浄水施設、送配水施設、受水施設及び給水施設の施設管理、水量・水質管理、危機管理、施設管理業務、衛生管理業務、購買管理業務	・渡良瀬浄水場 ・利根浄水場 ・新田受水場 ・藪塚受水場 ・尾島南前小屋浄水場 ・牛沢受水場 ・導送配水管 ・給水管の一部（分水栓から量水器の一次側まで）	H19.4.1	契約に変更が生じたときまで
3 厚生労働大臣	用	北千葉広域水道企業団	千葉県水道局	沼南給水場から北船橋給水場に至る受委託者の共有施設のうち、委託者の施設に係る運転・保守等の施設管理、水質管理等の維持管理		H17.4.1	業務委託内容に変更が生じるまで
4 厚生労働大臣	用	印旛都市広域市町村圏事務組合	千葉県水道局	千葉県水道局から使用許可の出ている施設（北総浄水場系及び柏井浄水場系施設）における維持管理・保守点検、原水の取水から浄水の送水までの一連の処理、水質管理等に係る業務	取水・導水施設（木下取水場～北総・柏井浄水場） 浄水施設（北総浄水場・柏井浄水場（西側）） 送水施設（成田給水場及び各送水管）	H19.4.1	H20.3.31
5 厚生労働大臣	上	横須賀市	横浜水道局	馬入川系統共用施設の維持、操作その他管理業務	・導水施設（寒川取水ポンプ場～小雀浄水場） ・小雀浄水場（浄水施設、排水処理施設、送配水施設、電算設備、受変電設備）	H14.7.18	実施体制に変更生じたときまで
6 厚生労働大臣	用	神奈川県内広域水道企業団	神奈川県企業庁水道局	寒川浄水場等の水道施設の管理に関する技術上の業務	・取水・導水施設（寒川取水堰～寒川第3浄水場） ・寒川浄水場（浄水施設及び送水施設）	H15.4.1	いずれかから異議の申出があるまで
7 厚生労働大臣	用	神奈川県内広域水道企業団	横浜水道局	小雀浄水場等の水道施設の管理に関する技術上の業務	・取水・導水施設（寒川取水堰～小雀浄水場） ・小雀浄水場（浄水施設及び送水施設）	H14.7.18	実施体制に変更生じたときまで
8 厚生労働大臣	用	兵庫県水道用水供給事業	加古川市	中西条浄水場における取水、浄水、送水に関する事務	中西条浄水場	H19.4.1	H20.3.31
9 厚生労働大臣	上	和歌山市水道事業	クボタ環境サービス株式会社 大阪支社	有本水源池における運転管理業務	有本水源池	H18.3.24	H21.3.23
10 厚生労働大臣	用	岡山県広域水道企業団	津山市	津山第1浄水場及び津山第2浄水場に係る取水、導水、浄水、送水に関する業務	津山第1浄水場及び津山第2浄水場（取水施設から配水池に送水するまでの施設）	H18.4.1	H19.3.31（自動更新）
11 厚生労働大臣	上	呉市水道事業	広島県	呉市戸坂取水場における取水及び導水に関する運転・保守等の維持管理業務	呉市戸坂取水場	H17.4.1	H18.3.31（1年ごと自動更新）
12 厚生労働大臣	用	広島県水道用水供給事業	広島市	高陽取水場の取水施設及び導水施設の運転・保守等の維持管理業務	高陽取水場	H17.4.1	H18.3.31（1年ごと自動更新）

5. 1 水道事業第三者委託実施状況（厚生労働大臣認可事業）

H19. 7. 1現在

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
13 厚生労働大臣	用	広島県水道用水供給事業	呉市	宮原浄水場の導水施設、浄水施設及び送水施設の運転・保守等の維持管理業務	宮原浄水場	H17. 4. 1	H18. 3. 31 (1年ごと の自動更 新)
14 厚生労働大臣	用	沼田川水道用水供給事業	三原市	宮浦浄水場及びその附帯設備の運転・保守等の維持管理業務	宮浦浄水場	H17. 4. 1	H18. 3. 31 (1年ごと の自動更 新)
15 厚生労働大臣	用	沼田川水道用水供給事業	尾道市	坊士浄水場及びその附帯設備の運転・保守等の維持管理業務	坊士浄水場	H17. 4. 1	H18. 3. 31 (1年ごと の自動更 新)
16 厚生労働大臣	上	飯塚市	水道機工株式会社福岡支店	・ 鯉田浄水場及び明星寺浄水場の運転管理、保守点検、水質管理業務、環境整備業務、簡易な故障の修理、緊急的な事故（停電、災害、水質異常等）の処理、業務の記録、帳簿等の作成 ・ 吉北浄水場、堀池浄水場及び相田浄水場の運転管理、保守点検、水質管理業務、環境整備業務、簡易な故障の修理、緊急的な事故（停電、災害、水質異常等）の処理、業務の記録、帳簿等の作成	・ 鯉田浄水場、明星寺浄水場及びその関連施設 ・ 吉北浄水場、堀池浄水場、伊岐須浄水場及び相田浄水場の関連施設	H19. 4. 1	H22. 3. 31
17 厚生労働大臣	上	前原市水道事業	福岡市水道局	瑞梅寺取水工事の共同施設建設に関する基本協定書に基づき前原市大字瑞梅寺及び大字山北池内に築造した導水施設及び浄水施設並びにその附帯設備の管理に関する業務	前原市大字瑞梅寺及び大字山北池内に築造した導水施設及び浄水施設並びにその附帯設備	H17. 2. 7	共同施設の管理に 変更事由 が生じる まで
18 厚生労働大臣	用	福岡地区水道企業団	福岡市水道局	多々良川共同取水に関する施設の操作運転業務及び維持管理に必要となる業務	多々良川浄水場他関連施設	H14. 7. 1	共同施設 が存続す る間
19 厚生労働大臣	用	福岡地区水道企業団	協和機電工業株式会社福岡支店	海の中道奈多海水淡化センター及び場外施設の運転操作監視業務及び保守点検業務	海の中道奈多海水淡化センター、場外施設（多々良混合施設、下原混合施設、長谷水圧調整水槽、混合放流施設）	H18. 4. 1	契約内容 に変更が あるまで
20 厚生労働大臣	上	佐賀市	佐賀東部水道企業団	佐賀市諸富町の住民に直接給水するために必要な事務（水道施設その他の水道事業に必要な資産の維持、管理及び運営に関する事務、水道施設の建設改良工事に係る事務、給水装置に関する事務）	佐賀市諸富町配水管及び配水管附属設備	H17. 10. 1	H18. 3. 31 (1年ごと の自動更 新)
21 厚生労働大臣	上	薩摩川内市水道事業	月島テクノメンテナーピス株式会社九州事業部	丸山浄水場の運転管理業務 送水施設及び配水施設の運転維持管理 管末水の消費の残留効果の測定及び市内水道施設の運転維持管理 取水から配水池までの施設の維持管理及び機械の運転業務、水質管理	丸山浄水場、向鶴及び芸ノ尾配水施設	H19. 4. 1	H22. 3. 31
22 厚生労働大臣	上	高山市	高山管設備グループ	宮第1水源池及び宮第2水源池、坂口接合井、下切取水場、加圧ポンプ場、配水池（7箇所）、導水管並びに送水管	上野浄水場、宮第1水源池及び宮第2水源池、坂口接合井、下切取水場、加圧ポンプ場、配水池（7箇所）、導水管並びに送水管	H18. 4. 1	H21. 3. 31
23 厚生労働大臣	専	国立精神・神経センター武蔵病院	オーヤラックスクリンサーピス	専用水道全般についての技術的業務	専用水道全般	H17. 4. 1	H18. 3. 31
24 厚生労働大臣	専	水府学院	既団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	水道の管理に関する技術上の業務の全部	専用水道全般	H17. 11. 1	H18. 3. 31 特に支障 がない限り、 今後 毎年度契約 を実施

5. 1 水道事業第三者委託実施状況（都道府県知事認可事業）

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
1 北海道知事	簡	むかわ町 (個別地区簡易水道)	(有) H・S・K	保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、浄水場、配水池、ポンプ室、量水器室	H15.4.1	H20.3.31
2 北海道知事	簡	むかわ町 (豊田地区簡易水道)	(有) H・S・K	保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、配水池、ポンプ室	H15.4.1	H20.3.31
3 北海道知事	簡	むかわ町 (富内地区簡易水道)	(有) H・S・K	保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、配水池、量水器室	H15.4.1	H20.3.31
4 青森県知事	簡	五戸町 (荷軽井地区簡易水道)	県南環境保全センター (株)	異常点検業務、異常点検業務、水道メーター一検針業務、浄水池等清掃業務	荷軽井地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
5 青森県知事	簡	五戸町 (倉石地区簡易水道)	県南環境保全センター (株)	異常点検業務、異常点検業務、水道メーター一検針業務	倉石地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
6 青森県知事	簡	五戸町 (北部地区簡易水道)	県南環境保全センター (株)	異常点検業務、異常点検業務、水道メーター一検針業務	北部地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
7 岩手県知事	簡	田野畑村田野畑簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村田野畑簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
8 岩手県知事	簡	田野畑村羅貫簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村羅貫簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
9 岩手県知事	簡	田野畑村机簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村机簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
10 岩手県知事	簡	田野畑村鳥越簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村鳥越簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
11 岩手県知事	簡	田野畑村切牛簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村切牛簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
12 岩手県知事	簡	田野畑村沼袋簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村沼袋簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
13 岩手県知事	上	紫波町	(株)明電舎盛岡営業所		水道施設 (配水施設を除く)	H19.4.1	H22.3.31
14 岩手県知事	簡	紫波町舟久保簡易水道事業	(株)明電舎盛岡営業所	・浄水施設及び配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務。 ・委託施設に関する非常緊急時対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	水道施設 (配水施設を除く)	H19.4.1	H22.3.31
15 福島県知事	上	三春町水道事業	日本ヘルス工業 (株) 福島オフィス		三春浄水場	H19.4.1	H22.3.31
16 福島県知事	簡	三春町過足簡易水道	日本ヘルス工業 (株) 福島オフィス	・浄水施設及び配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務。 ・委託施設に関する非常緊急時対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	過足簡易水道施設	H19.4.1	H22.3.31
17 群馬県知事	簡	川場村簡易水道	藤田水道受託株式会社	浄水場運転管理・配水池水位管理・流末残渣管理	金山平浄水場	H19.4.1	H20.3.31
18 群馬県知事	簡	旧川東簡易水道	藤田水道受託株式会社	取水減菌施設点検管理・配水池水位管理・流末残渣管理		H19.4.1	H20.3.31
19 群馬県知事	簡	瀧ノ沢簡易水道	藤田水道受託株式会社	減菌施設点検管理・配水池水位管理・流末残渣管理		H19.4.1	H20.3.31
20 千葉県知事	上	長門川水道企業団	株式会社ジャパソウオウター	前新田浄水場、上前浄水場及び酒直配水場の運転管理及びその他の関連業務、維持管理及び保守点検業務、修繕・施設更新業務	前新田浄水場・上前浄水場・酒直配水場	H18.1.1	H22.3.31
21 神奈川県知事	上	南足柄市	東芝電気サービス (株)	水道事業に係る各施設の運転管理、水質管理及び巡回点検等の維持管理業務	南足柄市上水道事業施設全て	H18.4.1	H21.3.31
22 神奈川県知事	簡	南足柄市	東芝電気サービス (株)	水道事業に係る各施設の運転管理、水質管理及び巡回点検等の維持管理業務	南足柄市簡易水道事業施設全て	H18.4.1	H21.3.31
23 石川県知事	簡	ひばりニュータウン簡易水道組合	(株)柿本商会	水道施設の技術上の業務の全て	簡易水道施設 (配水ポンプ場合)	H18.8.1	H19.7.31
24 山梨県知事	上	東部地域広域水道企業団	株式会社 明電舎 山梨営業所	百蔵、田野倉、上野原の3浄水場の運転管理 浄水施設の点検、電気設備の保安	百蔵浄水場、田野倉浄水場、上野原浄水場	H18.4.1	H20.3.31
25 岐阜県知事	上	高山市国府上水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	鶴巣浄水場ほか	H18.4.1	H21.3.31
26 岐阜県知事	簡	岩手簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水ポンプ他	H18.4.1	H21.3.31
27 岐阜県知事	簡	丹生川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水ポンプ他	H18.4.1	H21.3.31
28 岐阜県知事	簡	荒木簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水ポンプ他	H18.4.1	H21.3.31
29 岐阜県知事	簡	川上簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
30 岐阜県知事	簡	坂下簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
31 岐阜県知事	簡	大原簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
32 岐阜県知事	簡	上小島簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
33 岐阜県知事	簡	彦谷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	ポンプ井他	H18.4.1	H21.3.31
34 岐阜県知事	簡	大飯簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水池他	H18.4.1	H21.3.31
35 岐阜県知事	簡	荘川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堰堤他	H18.4.1	H21.3.31
36 岐阜県知事	簡	野々原簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水池他	H18.4.1	H21.3.31
37 岐阜県知事	簡	宮簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	集水接合井他	H18.4.1	H21.3.31
38 岐阜県知事	簡	宮簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
39 岐阜県知事	簡	久々野簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源井他	H18.4.1	H21.3.31
40 岐阜県知事	簡	中細簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31

5. 1 水道事業第三者委託実施状況（都道府県知事認可事業）

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
41 岐阜県知事	簡	小坊簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	2号井他	H18.4.1	H21.3.31
42 岐阜県知事	簡	大西簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
43 岐阜県知事	簡	渚簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
44 岐阜県知事	簡	甲・小谷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
45 岐阜県知事	簡	大廣簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
46 岐阜県知事	簡	黒川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
47 岐阜県知事	簡	秋神簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
48 岐阜県知事	簡	浅井簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
49 岐阜県知事	簡	日面簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
50 岐阜県知事	簡	朝日簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
51 岐阜県知事	簡	上ヶ洞簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
52 岐阜県知事	簡	阿多野簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
53 岐阜県知事	簡	日和田簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
54 岐阜県知事	簡	本郷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
55 岐阜県知事	簡	平岡簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水槽他	H18.4.1	H21.3.31
56 岐阜県知事	簡	一重ヶ根簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
57 岐阜県知事	簡	中尾簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
58 岐阜県知事	簡	一宝水簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
59 岐阜県知事	簡	析尾簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
60 岐阜県知事	簡	長倉簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
61 岐阜県知事	簡	蔵柱簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堰堤他	H18.4.1	H21.3.31
62 広島県知事	上	三次市上水道	(株)サンパワウォーター	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場含む）の運転、運用業務、保守点検業務	寺戸浄水場関連施設 向江田浄水場関連施設	H14.11.1	H20.3.31
63 広島県知事	簡	三次市君田町藤葉簡易水道	アクアエース㈱	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
64 広島県知事	簡	三次市君田町簡易水道	アクアエース㈱	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
65 広島県知事	簡	三次市作野町簡易水道	アクアエース㈱	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
66 広島県知事	簡	三次市作木町大津簡易水道	アクアエース㈱	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
67 広島県知事	簡	三次市作木町港簡易水道	アクアエース㈱	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
68 広島県知事	簡	三次市吉舎町吉舎地区簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
69 広島県知事	簡	三次市吉舎町安田地区簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
70 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
71 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
72 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
73 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
74 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
75 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
76 広島県知事	簡	三次市三和町簡易水道	㈱ジャパンプウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
77 広島県知事	簡	北広島町芸北地区簡易水道	㈱ジェイ・チーム	取水、導水、浄水、送水、配水の各施設における施設管理業務、危機管理業務等	一部	H18.4.1	H23.3.31
78 広島県知事	上	大竹市上水道	㈱ジェイ・チーム	取水、導水、浄水、送水、配水の各施設における施設管理業務、危機管理業務等	一部	H17.4.1	H20.3.31
79 山口県知事	上	田布施・平生水道企業団	株式会社スパーウォーター	取水施設、浄水施設、各ポンプ所及び各配水池の運転・維持管理業務	田布施浄水場、平生配水池外、 日立ポンプ所外	H15.12.1	H21.3.31
80 高知県知事	簡	仁淀川町大崎地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
81 高知県知事	簡	仁淀川町田村地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
82 高知県知事	簡	仁淀川町野村地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
83 高知県知事	簡	仁淀川町寺村地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
84 熊本県知事	用	上天草・宇城水道企業団	(株)日本管財環境サービス九州支店	八代浄水場の運転管理業務	八代浄水場	H18.4.1	H21.3.31

5. 2 総合評価方式における審査委員会の実施例

1. 審査委員会の役割・位置づけについて

1) 委員会設置の目的

- ①事業者選定手続きの公平性、透明性、客観性の確保
- ②専門的な知識を踏まえた意見の聴取

2) 委員会の役割

- ①募集要項、選定基準等事業者選定方法に係る意見の開陳
- ②提案書等の審査・評価

3) 委員会の位置づけ

事業者選定方法等について専門的な知識を踏まえた意見を聴取するための諮問機関と位置づける。最終的な事業者の決定は管理者の責任において行う。

2. 委員会設置要綱

(設置)

第1条 ○○市(以下「市」という。)が実施する○○市浄水施設運転・維持管理業務委託事業(以下「第三者委託」という。)に関し、公平性、透明性、客観性の確保と専門的な知識を踏まえた意見の聴取による適正かつ円滑な事業者選定を行うことを目的として、○○審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第三者委託における事業者選定に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、○○市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告する。

- (1) 事業者募集要項、選定基準等事業者選定方法に関すること。
- (2) 提案書等提出された書類の審査及び評価に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者及び市の職員を委員とする組織とし、管理者が委嘱する。

- 2 委員会に委員長と副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決するものとする。
- 4 委員は、やむを得ず出席できない場合は、委員会へ書面により意見を提出することができる。この場合においては、第2項の規定に関わらず、当該委員は出席したものとみなす。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審議事項に関して特に専門的学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(責 務)

第6条 委員は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、一切、第三者委託の提案に参加してはならない。

3 委員は、委員会の委員としての任務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、〇〇市水道局〇〇課に置く。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、所掌事項が終了するまでの間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

3. 要綱のポイント

- ・ 委員会の役割は、①事業者募集要項、選定基準等事業者選定方法に関する意見の開陳、②提案書等提出された書類の審査及び評価（提案の順位づけ）である。
- ・ 事業者の選定（決定）は、委員会の意見を踏まえ、管理者の責任において行うものである。
- ・ 委員会の委員は管理者が委嘱するものとし、委嘱状を交付する。なお、学識経験者から2名以上の委員を選定するものとする（平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」）。
- ・ 委員会の招集権限は委員長に属する。
- ・ やむを得ず、委員会に出席できない場合は、書面表決によることができるものとする。
- ・ 委員会による事業者のヒアリングを行うことも可能。
- ・ 提案書等の審査及び評価に関する報告の完了により、委員会はその役割を終えるものであり、委員会の設置はそれまでの間とするものである。
- ・ 要綱の施行後、委員の委嘱を行う。

5. 3 総合評価方式における入札説明書の実施例

第1節 入札説明書等の定義

「〇〇市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託」（以下「本事業」という。）は、運転・維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待するものであり、〇〇市水道事業（以下「本市」という。）は、本事業を民間事業者（以下「事業者」という。）からの提案により実施することとした。

この入札説明書は、本市が本事業を実施する事業者を総合評価方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札書及び提案書を提出すること。

なお、入札説明書に併せて配布する資料並びに追加資料として配布する契約書（案）を一体の資料とし、これらの全資料をあわせて「入札説明書等」と定義する。

第2節 対象事業の概要

1. 事業名称

〇〇市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託

2. 事業実施場所

浄水場の他、本市が管理する取水施設・ポンプ所及び配水池。

3. 施設等の概要

別紙1「委託施設概要」（省略）に示す本市の取水施設、浄水施設、各ポンプ所、各配水池（以下、これらを総称して「委託施設」という）を本事業において事業者が運転・維持管理を行うものとする。

4. 事業内容

(1) 業務委託の目的

本事業は、委託施設の運転・維持管理を包括的に委託することにより、民間受託者の専門技術を活用し、運転維持管理を円滑に行うことにより、各施設の機能を効率よく発揮し適正な維持管理を図り、安心して安全な水道水を安定して供給し、経費の削減を目的とする。

(2) 委託期間

委託期間は、平成〇年12月1日から平成〇年3月31日までとする。

ただし、下図に示す通り、本年度の4ヶ月間については習熟期間とするが、平成〇年2月1日からは夜間・土日祭日の業務を事業者で行う事とする。また、習熟期間内におけるスケジュール、業務運営方法の詳細については、本市と事業者協議の上、契約に定める。

(年度) (委託施設)	平成〇年12月～ 平成〇年3月	平成 〇年度	平成 〇年度	平成 〇年度	平成 〇年度	平成 〇年度
取水施設	委託期間 (但し、習熟期間)	委託期間				
浄水施設						
ポンプ所						
配水池						

(3) 本事業の範囲

事業者が実施する委託施設の業務範囲は、次の業務とする。

ア 運転業務

- ① 委託施設の設備機器の運転制御
- ② 委託施設の監視及び記録
- ③ 委託施設の巡視点検
- ④ 委託施設の故障・緊急時の対応
- ⑤ その他業務上必要な諸作業

イ 保守点検業務

- ① 機械設備点検
- ② 電気設備点検(自家用電気工作物の点検については除く)
- ③ 委託施設の調整及び交換
- ④ 委託施設の簡易な補修及び小塗装
- ⑤ 消防設備点検(法定点検等については除く)
- ⑥ 着水井、沈殿池、浄水池、配水池、ポンプ所など水槽の点検・清掃
- ⑦ ①から⑥までの結果記録並びに報告書作成
- ⑧ その他業務上必要な諸作業

ウ 環境整備業務

- ① 委託業務の範囲内の外構・植栽等の環境整備
- ② 委託業務の範囲内の清掃及び整理・整頓
- ③ 上記の記録及び報告書の作成

エ 水質管理業務

- ① 浄水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理
- ② 一日一回行う色及び濁り並びに消毒の残留塩素（月1回行う水質検査は除く）
- ③ 臨機の措置及び緊急対応
- ④ 検査結果の記録及び報告書作成

オ 物品等調達業務

- ① 委託施設の運転に必要な薬品、電力、消耗品等の調達と管理
- ② 備消耗品類の在庫調査及び管理
- ③ 上記の記録、報告書の作成

カ その他

- ① 夜間・土日祭日における、電話・来客者の対応
- ② 夜間・土日祭日における、配水管漏水の通報および災害緊急通報時における本市職員への連絡
- ③ 委託施設の監視・警備

(4) 事業者に要求される業務の水準

（下記項目に基づき提案書を作成すること）

- ア 本市が要求する水量・水質を順守した委託施設の運転・維持管理を行い、安全な水を安定的に供給すること。
- イ 委託施設の監視は、毎日24時間実施すること。
- ウ 委託施設の機能に重大な障害が発生した場合等の緊急事態に備え、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。また、本事業履行を目的として配置される従事者のみによる対応では不十分な緊急事態を想定し、緊急事態発生後、直ちに対応が可能な広域的な緊急支援体制を自らの費用負担により構築すること。
- エ 提案書の項目は、事業計画・運転管理・保守管理・経済評価（見積額）の項目別ごとに、作成すること。
- オ 事業者は水道法第24条の3に基づき、受託水道業務技術管理者を配置し、委託業務の範囲について技術上の業務を行うこと。

(5) 事業者の収入

本市は、事業者が実施する委託業務に関する対価について、あらかじめ定める額を委託料として委託期間を通じて事業者を支払う。

第3節 事業者選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価入札方式によるものとする。

入札公告	平成〇年 月 日
入札説明書等の交付	平成〇年 月 日 ～ 月 日
入札説明書等に対する説明会、契約書(案)の配布	平成〇年 月 日
現地見学会	平成〇年 月 日 ～ 月 日
参加表明書、参加資格審査申請書類受付	平成〇年 月 日
参加資格予備審査	平成〇年 月 日 ～ 月 日
参加資格審査申請書類の補正	平成〇年 月 日 ～ 月 日
参加資格審査結果の通知	平成〇年 月 日
参加資格がないと認めた理由の説明要求受付	平成〇年 月 日 ～ 月 日
入札説明等に関する質問受付	平成〇年 月 日
参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答	平成〇年 月 日

入札説明等に関する質問に対する回答	平成○年 月 日
入札及び提案書の受付	平成○年 月 日
落札者決定及び通知並びに公表	平成○年 月 日
契約締結	平成○年 月 日

第4節 入札参加者に関する条件

1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件

入札に参加することができる者は、参加資格確認の日において、次のすべてを満たす法人とする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

イ 過去に2年間のうちに、日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）の運転管理業務若しくは、下水道の終末処理場における処理施設の運転管理業務（以下「運転管理業務等」という。）の受注実績を有するか、又は技術士（水道部門）が1名以上在籍していること。

ウ 水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍していること。

(2) 参加資格を有することの証明

入札参加希望者は、証明書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

(3) 入札参加者の制限

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

ア 本事業の提案審査委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者

イ 本事業に関するアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社

ウ 本市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者

エ 本市における指名停止の措置を受けている者

(4) 参加資格の審査

参加資格審査は、参加資格確認の日において、参加資格要件のすべてをみたしていることを、参加表明書及び参加資格審査書類に基づき事務局において確認する。

(5) 入札参加者等の禁止行為

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び入札参加希望者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明要求、入札説明書等に関する質問、その他入札説明書等に定められた手続きによるもののほかは、自己の有利なることを目的として、本事業の事務局職員、提案審査委員会委員、その他本市関係者に働きかけを行ってはならない。

これらの行為を行った者については、応募参加資格を認めず、又は、入札参加資格を取り消し、若しくは、既に行った入札について無効とする。

(6) 参加資格の取り消し

参加資格確認後、入札結果の公表までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格を取り消し、その者が行った入札は無効とする。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされ、又は民事再生法に基づいて再生手続開始の申し立てがなされた者

イ 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することとなった者

エ 本市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者

オ 入札参加者等の禁止行為に該当する行為を行った者

2. 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3)入札保証金

入札参加者は、入札金額に当該金額の100分の5相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

ア 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5)著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

また、事業者から提出された書類は、本市情報公開条例に基づき、公開されることがある。

(6)提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7)本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8)入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者（入札参加資格を取り消された者を含む。）がした入札

イ 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を明示しない入札

ウ 一の応募参加者が複数の提案を行った入札

エ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された入札

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の入札

カ 著しく信義に反する行為があった入札参加者が行った入札

(9)本事業に係る額の公表

本事業を開始した日から平成〇年 月 日までの期間において事業者が本市に提供するサービスの対価として、本市が事業者に支払うこととなる委託料の上限額（予定価格）は、千円である。

ただし、この額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものである。

(10)その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3. 応募に関する手続き等

(1)入札説明書等の交付

入札説明書等の交付を次のとおり行う。

ア 交付日時

ア) 期間

平成〇年 月 日～平成〇年 月 日

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ) 時間

午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 交付場所

(2)説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

なお、この説明会の際に契約書(案)を配布する。

・日時：平成〇年 月 日 午前10時～午前11時30分

・場所：〇〇会議室

(3) 現地見学会

希望者に対し、現地見学会を次のとおり開催する。

現地の見学を希望する者は、「現地見学会」参加申込書を持参、郵送、ファックス又はEメールにより、平成○年 月 日午後5時までに提出すること。

各希望者の見学日時は、別途通知する。

- ・期間：平成○年 月 日～平成○年 月 日
- ・時間：午前10時～午後5時までの時間において、指定する時間（2時間程度）
- ・場所：○○浄水場

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出すること。

ア 提出日時

平成○年 月 日午前10時～正午、午後1時～午後4時

イ 提出方法

持参とし、郵送、FAX及びEメール等による提出は認めない。

ウ 提出先

エ 提出書類

- ・参加表明書
- ・参加資格審査申請書
- ・添付書類

(すべての入札参加希望者)

- ①会社概要書
- ②業務経歴書
- ③登記簿謄本（法人登記）
- ④直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書
- ⑤消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑥市税の滞納がないことの証明書
- ⑦受注実績を証明する書類又は技術士（水道部門）の在籍を証明する書類
- ⑧水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
- ⑨技術士（水道部門）の有資格者をもって、業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を本市内に設置することの誓約書

(他の者の受注実績をもって入札参加者の受注実績に代えた者)

- ①から⑨までのほか、
- ⑩当該他の者の運転管理業務等の受注実績を証明する書類
- ⑪当該他の者との関係を明らかにする書類

なお、上記の添付書類のみでは入札参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求められることがある。

オ 参加表明書を提出した後に入札を行わない場合は、入札辞退届を平成○年 月

日午後4時までに、本市へ持参により提出すること。なお、入札を辞退しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(5) 参加資格の予備審査及び補正

参加資格の予備審査を平成○年 月 日及び 日に行う。予備審査の結果、参加表明書、参加資格審査申請書及び添付書類に不備があった場合には、市が求めるところにより、平成○年 月 日から 日までの間に、必要な補正を行うこと。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成○年 月 日に入札参加者に対し、書面にて通知する。

なお、入札参加資格がないと判断された者は、平成○年 月 日から平成○年 月 日までに書面により説明を求められることができる。説明要求に対する回答を、平成○年 月 日に当該者に対し送付する。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付

参加表明書を提出した者から、入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

イ 受付日時

平成○年 月 日午前9時から平成○年 月 日午後5時まで

ウ Eメールアドレス

(8)入札説明書等に関する質問に対する回答の配付

入札説明書等に関する質問に対する回答書を次のとおり配付する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、混乱を招くおそれがあると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

なお、この回答は、当該入札参加者が質問したものに限らず、すべての入札参加者に対し、すべての質問への回答を送付する。

ア 配付日時

平成○年 月 日 午前11時

Eメールにより配布する。なお、使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

(9)提案書の提出

入札参加者は、次により提案書を提出すること。

ア 提出日時

平成○年 月 日 午後1時～午後3時

イ 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

ウ 提出場所

エ 提出書類

提案書については、次のとおりとし、正1部副15部を提出する。また、電子データとしてフロッピーディスク又はMOディスクに保存したもの1式を、あわせて提出すること。

○提案書

- ・提案書提出書
- ・事業計画に関する提案書
- ・運転管理業務に関する提案書
- ・保守管理業務に関する提案書
- ・修繕工事業務に関する提案書

オ 提案書作成要領

提案書は、別添様式集（省略）を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときには、折り閉じること。各提案書は分冊とし、参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を必ず、記入すること。

また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述は厳に避けること。

(10)入札

入札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員を立ち合わせるものとする。入札書は封筒に入れ、表面に入札件名及び入札者の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して封印し、1部を提出すること。

入札回数は1回とし、全員が無効の入札を行ったときは、当該入札は中止するものとする。

また、入札執行前に入札者が1社となったときは、当該入札は執行しないものとする。

入札後直ちに開札し、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。その際に、入札価格は公表しない。

ア 入札日時

平成○年 月 日 午後4時

イ 入札場所

ウ 入札金額の見積要領

入札金額は、本事業におけるサービスの対価として、事業期間（平成○年 月 日まで）を通じて、事業者が支払いを受けるべき委託料の総額をもって、見積もること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって、落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(11)その他

- ・本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ・次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①入札書に記載された金額が事業計画提案書で提案された事業費内訳明細書に記載された事業費の総額(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額)と相違する場合
 - ②入札日を過ぎて入札書を提出しようとした場合
 - ③入札書に虚偽の記載があった場合
 - ④入札説明書等に違反すると認められた場合
 - ⑤入札価格が予定価格を超えるもの
 - ⑥入札保証金が所定の額に達しないもの

第5節 入札書類の審査

1. 審査委員会の設置

学識経験者等で構成する本市委託事業提案審査委員会（以下「委員会」という）の審査により選定された最優秀提案をもとに、本市は落札者を決定する。
なお、委員会の構成、委員の職・氏名は入札結果公表時に併せて公表する。

2. 審査の方法

(1)入札参加資格の確認審査

本市は、参加表明書及び参加資格審査申請書により、入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。要件を満たさない場合は失格とする。

(2)最優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えないことを確認する。
入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

委員会は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

委員会は、入札書及び提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点の合計が最も高い提案が2つ以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

(3)落札者の決定

ア 本市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

なお、最優秀提案が2以上あるときには、当該者のくじ引きにより最優秀提案を選定する。
くじ引きを行う場合の手順等については事態発生時に、本市から当事者に連絡する。

イ 入札結果は、平成〇年 月 日に入札参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

ウ 入札結果は、審査結果講評の形式により公表する予定である。

3. 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

4. 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は次のとおりとする。（省略）

第6節 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書及び提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1. 事業場所と敷地面積

- (1)事業場所
- (2)敷地面積
- (3)建物面積

2. 施設の維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設の運転管理およびその関連業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務について、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3. 事業計画の提案に関する条件

(1)本市が支払う委託料

本市が委託期間を通じて支払う委託料は、入札参加者が提案する施設の運転管理業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務のサービスの対価として、入札参加者が提案する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。なお、委託料として支払う費用には、契約に係る費用、開業前の運転準備に伴う費用、移行期間における習熟運転に伴う費用、その他関連費用を含むものとする。

委託料は事業開始の日から平成〇年 月末日までの分を初回分とし、以降年12回、平成 年 月末日までの 回の支払いとする。

また、各回ごとの支払額は、移行期間に係る委託料について、その業務の範囲を踏まえ市と事業者が協議のうえ、その額を決定した後、その残額を原則として毎月均等に支払うこととする。

(2)土地及び施設の使用

事業者は委託期間中、当該施設用地及び施設を無償で使用することができる。

(3)リスク管理方針

ア 基本的考え方

本施設は、その管理者としての責任は本市にあるが、本事業の範囲における施設の維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本市は事業者のリスク分担については、別表「リスク分担表」によるものとする。

なお、責任分担の程度や具体的内容については、契約により定めるものとする。

(4)保険

本市は、既存設備に対してのみ災害共済に加入しており（以下「加入済保険」という）、事業期間中、これを継続する予定である。

本市が、当該保険による給付を受けた場合に、事業者の帰責事由によるときは、保険者が事業者に対して求償することがある。

なお、加入済保険の内容については、参加資格審査に合格した者に対し、次のとおり開示する。

ア 期間

イ 時間

ウ 開示場所

第7節 事業実施に関する事項

1. 業務遂行管理責任者の選任

本事業の実施にあたり、事業者は、技術士（水道部門）の資格を有する者をもって、業務遂行管理責任者を選任する。

業務遂行管理責任者は、本事業における責任者として、現場代理人たる統括責任者を指揮し、事業の遂行を管理する。

2. 事業活動拠点の設置

事業者は、本事業の円滑な遂行を図るため、本事業の実施場所のほかに、自己の事業活動の拠点となる本店、支店、事業所等を市内に設置することとする。

3. 業務の再委託等

本事業の実施にあたり、事業者は、本市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

本市は、再委託等を行うことによって、業務の確実な実施が見込めないと認めるときには、承認をしないことができる。

また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

4. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の債務不履行の場合

ア 事業者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、本市は、契約を解除することができる。

ウ ア又はイにおいて、本市が契約を解除した場合、事業者は原則として原状回復義務を負うほか、本市は事業者に対して、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 市の債務不履行の場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

イ アにおいて、事業者が契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、契約を解除することができる。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、契約で規定する。

5. 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、契約に基づき、事業者により提供されるサービスの履行確認等のため、本事業の実施状況の監視をつぎのとおり行う。

(1) モニタリング

本市は、事業者が提供する施設の運転管理業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務の状況把握を目的として、本市の承認を得た各業務に関する計画書をもとに、定期又は随時に書面及び現地調査等により監視を行う。

(2) 支払の減額等

契約に定めるサービス水準を充足していないこと等が判明した場合は、委託料の減額等行うことがある。減額等の方法については契約に規定することとし、主に次の事項を勘案して減額等の可否及び額を決定する。なお決定に際しては事業者の意見を聴取する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項に対する改善

6. 支払手続

(1) 事業者は、毎月ごとに業務完了届を作成し、速やかに本市に提出すること。

(2) 本市は、業務完了届受領後10日以内に検査を行う。

(3) 事業者は、本市の検査完了後、速やかに市に請求書を送付すること。

(4) 本市は事業者からの請求書を受領後、30日以内に委託料を支払う。

第8節 契約に関する事項

1. 契約手続

(1) 本市は落札者と契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とする。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

ア 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約の概要

契約は、本市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき運営準備、維持管理、事業運営に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。